第

5 1 8 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月 18日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

→ 非居住者が株式を譲渡した場合

♀ : 平成27年度の税制改正では、巨額の含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国で譲渡して税負担を回避することに対して措置が取られるようですが、非居住者が国内で株式を譲渡した場合は、どのように取り扱われているのですか?

A:原則非課税、一定の場合に課税となっています。

【解説】

株式の譲渡益に対する課税は、株式を譲渡した人が居住する国で課税するというのが、世界的な取扱いになっていますことから、わが国においても、非居住者で日本に事業を行う拠点(恒久的施設)がない者については、株式譲渡益は、以下の場合等を除き、原則、課税しないこととされています。

- ①日本法人の株式等を買集め、この株式をその日本法人もしくはその特殊関係者に譲渡する場合
- ②売却年以前3年以内に25%以上の株式を保有しているオーナーやその関係者が、1年間に5%以上の株式を譲渡した場合
- ③会社の総資産の50%以上が日本の不動産で ある法人の株式を2%(上場会社は5%)超 譲渡した場合

なお、例外的に課税される場合においては、 所得税と復興特別所得税は課税されますが、 住民税は課税されません。

また、課税要件に該当していても、租税条約によって課税されないということもあります。







